

上山市上水道事業における官民連携事業導入可能性調査業務 評価基準

この評価基準は、公募型プロポーザル方式により、上山市上水道事業における官民連携事業導入可能性調査業務の受託事業者を決定するため、別紙仕様書等の内容について参加者から提出された企画提案書を可能な限り客観的に評価するための基準として示すものである。

1 評価基準表

項目ごとの配点は、次の表のとおりとする。

評価項目	評価内容		配点
実施体制	人員	配分する担当者の実績・資格	15 点
	妥当性	業務の分担構成が明確か。	15 点
考え方	的確性	仕様書や上山市の上水道事業の現状を的確に踏まえ、明確かつ具体的な考え方が示されているか。	10 点
	実現性	専門家ならではの効果的な手法や知見を反映した具体的でかつ実現可能な考え方が示されているか。	20 点
実施方法	妥当性	実現可能な方法及び計画が、明確かつ具体的に提案されているか	20 点
プレゼン	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断。		10 点
価格点	満点(10 点)×(提案価格のうち最低価格/当該事業者の提案価格)		10 点
合計			100 点

2 審査方法

上山市上水道事業における官民連携事業導入可能性調査業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、企画提案書等の各項目について、この基準により審査及び採点を行う。

参加者から提出された企画提案書及び価格提案書に基づき、プレゼンテーションと質疑応答を実施し、委託仕様書の業務内容の各業務の遂行が可能か、また価格提案額が妥当であるかを審査する。

各参加者のプレゼンテーションは20分以内とし、その後質疑応答を20分程度行う。

審査委員会の委員は、個々に審査（評価）及び採点を行い、各委員の評価点数を合計し、平均点（小数点以下の端数は、小数点以下第3位で四捨五入し小数点以下第2位まで）を算出する。

この審査（評価）点数（平均点）に価格提案書の審査（評価）点数（小数点以下の端数は、小数点以下第3位で四捨五入し小数点以下第2位まで）を加算し、審査（評価）総合点数とする。

この審査（評価）総合点数の最も高い者を優先契約候補者として選定する。

3 評価の方法

企画提案書等に記載された内容について、次の方法により得点化する。

(1) 各評価項目については、委員のそれぞれの評価により得点を付与する。

評価		得点換算
A	特に優れている	当該評価項目配点×1.0
B	優れている	当該評価項目配点×0.8
C	普通	当該評価項目配点×0.6
D	劣っている	当該評価項目配点×0.4
E	特に劣っている	当該評価項目配点×0.2